

社会福祉法人 SKYかわさき
役員等報酬並びに費用弁償に関する規程

(目的)

第1条 この規程は、社会福祉法人SKYかわさき（以下、「法人」という）定款8条（評議員の報酬等）および第21条（役員の報酬等）の規定に基づき、役員、評議員並びに各委員に対する報酬等について定めるものである。

(定義等)

第2条 この規程において、次の各号に掲げる用語の定義は以下の各号のとおりである。

- (1) 役員とは、定款第16条第1項で定める理事及び監事をいう。
- (2) 評議員とは、定款第5条で定める評議員をいう。
- (3) 評議員選任・解任委員とは、定款第6条で設置された評議員選任・解任委員会の委員をいう。

(理事会及び評議員会、評議員選任・解任委員会の費用弁償費)

第3条 役員が理事会に出席したときは、別表1により報酬及び費用弁償費を支払うことができる。

2 役員が評議員会に出席（議案説明もしくは出席を要請された場合）したときは、別表1により報酬及び費用弁償費を支払うことができる。

3 評議員が評議員会に出席したときは、別表1により報酬及び費用弁償費を支払うことができる。

4 評議員選任・解任委員が評議員選任・解任委員会に出席したときは、別表1により報酬及び費用弁償費を支払うことができる。

(役員の勤務報酬等)

第4条 理事長が理事会及び評議員会（出席）以外の日において、法人及び施設の運営のための業務にあたった場合は、別表2により報酬及び費用弁償費を支払うことができる。ただし、理事長が職員と兼務しない場合においてのみ支払うことができるものとする。

2 理事が理事会及び評議員会（出席）以外の日において、理事長の命を受けて法人及び施設の運営のための業務にあたった場合は、別表2により報酬及び費用弁償費を支払うことができる。ただし、理事が職員と兼務しない場合においてのみ支払うことができるものとする。

3 監事が理事会及び評議員会（出席）以外の日において、法人及び施設の指導監査への立会及び運営状況の指導または監査の業務にあたった場合は、別表2により報酬及び費用弁償費を支払うことができる。

4 同日に1項から3項の業務と第3条の会議に出席した場合には第4条のみを適用する。

(報酬等の支給方法)

第5条 役員に対する報酬等のうち、第3条および第4条第3項は当該会議等に出席した都度支給し、第4条1項および第2項は給与規程第4条を準用する。

2 報酬等は、法令の定めるところにより控除すべき金額及び本人から申出があったときには、その額を控除して支給する。

(端数の処理)

第6条 この規程により、計算金額に1円未満の端数が生じたときには、これを切り上げる。

(兼務役員)

第7条 役員が法人職員を兼ねる場合は、給与規程に基づき職員の給与を支給することとし、役員としての報酬、費用弁償費は支給しない。また、旅費については給与規定により算定された額を職員として支給する。

(委任)

第8条 この規程の施行に関し必要な事項は、理事長が理事会の決議を経て、別に定める。

(改正)

第9条 この規程の改正は、評議員会の議決を経なければならない。

附 則

この規程は、2020年8月25日より適用する

別表 1

名称	報酬	費用弁償費	備考
理事会出席報酬等（日額）	10,000円	2,000円	3条2項による評議員会出席時を含む
評議員会出席報酬等（日額）	10,000円	2,000円	
評議員選任・解任委員会出席報酬等（日額）	5,000円	2,000円	

別表 2

名称	報酬	費用弁償費	備考
理事長業務報酬等（日額）	12,000円	2,000円	職員との兼務がない場合
理事業務報酬等（日額）	10,000円	2,000円	職員との兼務がない場合
監事監査指導報酬等（日額）	20,000円	2,000円	